

中小企業成長促進法について

〔 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の
承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律 〕

2020年9月

中小企業庁

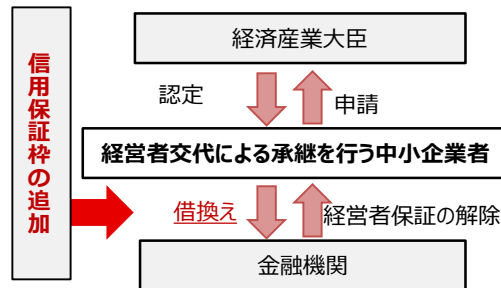
(中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律)

中小企業による事業承継の円滑化を図るため、事業承継の障壁となっている経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるとともに、みなし中小企業者特例による中堅企業への成長環境の整備や、異分野連携新事業分野開拓計画等の整理・統合による各種計画制度の利便性の向上、中小企業の外国関係法人等に対する支援措置の拡充を行う。

I. 事業承継時の経営者保証解除、第三者承継の促進【経営承継円滑化法】

A. 経営者保証解除スキームの新設

- ① 経営者保証が事業承継の障壁となっている事業者が、承継に併せて保証債務を借り換える際の資金に対して、経営者保証を求めない保証制度（経営承継借換関連保証）を追加（既存の保証限度枠とは別に、特例として2.8億円を保証）。



- ② 他の事業者から事業用資産や株式を取得して事業承継（第三者承継）を行う者が、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度（経営承継準備関連保証）を拡充。

II. 経営革新・経営力向上企業における成長促進等【経営強化法】

A. 経営革新計画の定義見直し、支援強化・集約化

- ⑦ 「経営革新（新事業活動より経営の相当程度の向上を図る）」の手段多様化を踏まえ、新事業活動の定義に研究開発等を明示。

- ⑧ 定義の見直しに併せて、以下を経営革新計画に統合。
1) 異分野連携新事業分野開拓計画
2) 特定研究開発等計画（ものづくり高度化法の廃止）

- ⑩ 経営革新計画等への新たな支援として、日本公庫が外国関係法人等に対して直接融資（クロスボーダーローン）を実施できることとする。

B. 経営力向上企業における事業承継の促進

- ③ 第三者承継を行う者が、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度（経営力向上関連保証）を拡充。

III. 地域経済を牽引する企業における成長促進等【地域未来法】

A. 地域経済牽引事業計画の支援策強化

- ⑥ 事業承継等に伴う事業拡大により、中小企業者要件を満たさなくなった事業者に対し、計画期間中は中小企業者とみなし、中小企業向け支援（法律上の特例）を継続。

中堅企業への成長環境の整備

- ⑨ 支援措置が包含されることとなる、地域産業資源活用事業計画（地域資源法）を廃止。

中小企業目線での政策体系の整理

- ⑪ 地域経済牽引事業計画への新たな支援として、日本公庫が外国関係法人等に対して以下の支援を実施できることとする。

- 1) 現地金融機関からの借入れに対する債務の保証（スタンドバイ・クレジット）
2) 直接融資（クロスボーダーローン）

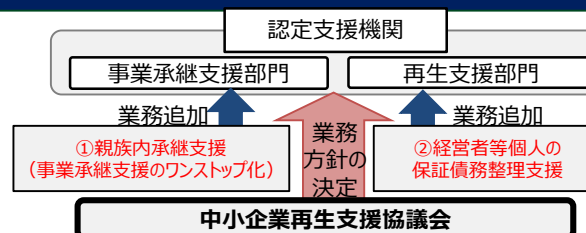
海外展開支援の強化

B. 地域経済牽引事業における事業承継促進

- ④ 地域経済牽引事業の手段として、第三者承継を追加するとともに、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度（地域経済牽引事業関連保証）を拡充。

IV. 事業承継等支援体制の整備【産業競争力強化法】

- ⑤ 認定支援機関（商工会議所等）の業務に以下を追加。
1) 親族内承継支援
2) 経営者等個人の保証債務整理支援



その他措置事項【中小機構法】

- 中小機構の業務に以下を追加。
・ ①、②、③、④に関して経営者保証を伴わない融資を行おうとする金融機関に対する協力業務
・ 承認地域経済牽引支援機関に対する協力業務
・ ⑤の業務

経営者保証解除スキームの拡充、事業承継の促進

中小企業成長促進法：新型コロナ危機下での事業継続と雇用維持を後押し

- コロナ危機下においては、本法により、(1)事業承継円滑化による廃業リスクの回避、(2) 規模拡大後の継続支援によるM&A円滑化を通じた事業継続支援 (3)海外拠点の分散化の推進、(4)計画制度の簡素化と電子申請の加速化 を実現し、中小企業の事業継続と雇用維持を後押し。
- 危機収束後は、いずれの措置も、中小企業の成長を促す支援策として活用。

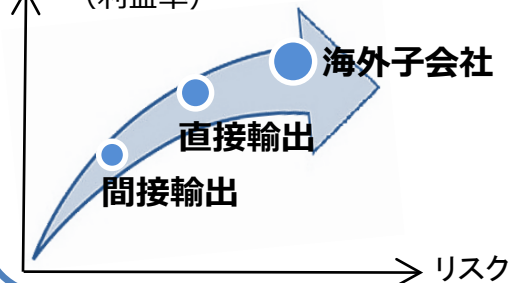
(1)事業承継の促進 ～廃業リスクの回避～：P3～8

- 法認定企業が事業承継する際に**経営者保証を不要とする新たな信用保証制度**を新設。
- 「感染症により資金繰りが悪化した事業者」に限り、「返済緩和中ではないこと」の要件を特例で除外。

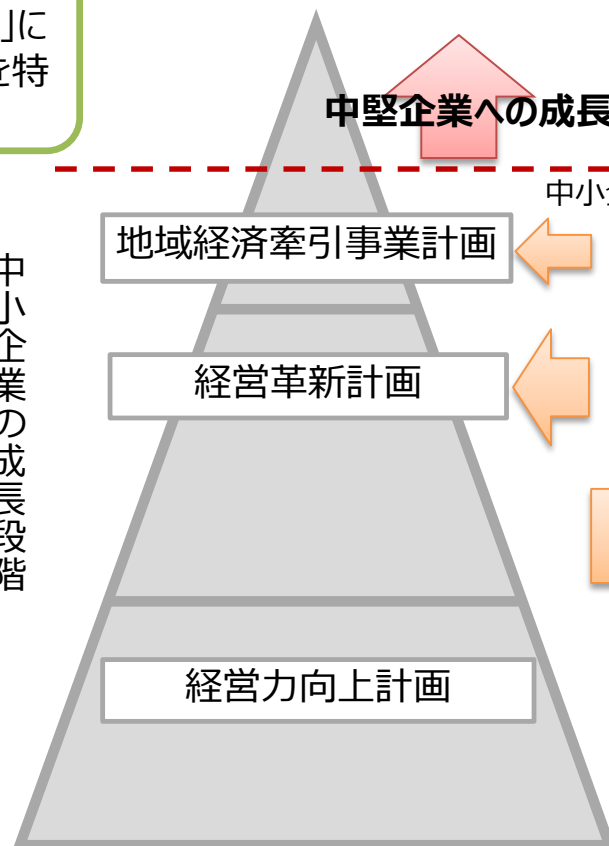
(3)海外展開支援の強化：P11～12 ～海外拠点の分散化の推進～

- 海外拠点の分散化の促進のため、中小企業の**海外子会社に対して、日本公庫が直接融資**を行う制度を新設。

海外展開のステップ
(利益率)



中小企業の成長段階



(2)中堅企業への成長環境の整備：P9～10 ～M&A円滑化を通じた事業継続支援～

- 事業継続・雇用維持のため、M&Aにより**中堅企業に拡大した後も、中小企業支援を継続**（「地域経済牽引事業計画」の期間中（5年間））。

中小企業

地域経済牽引事業計画

地域産業資源活用事業計画

経営革新計画

異分野連携新事業分野開拓計画
特定研究開発等計画

経営力向上計画

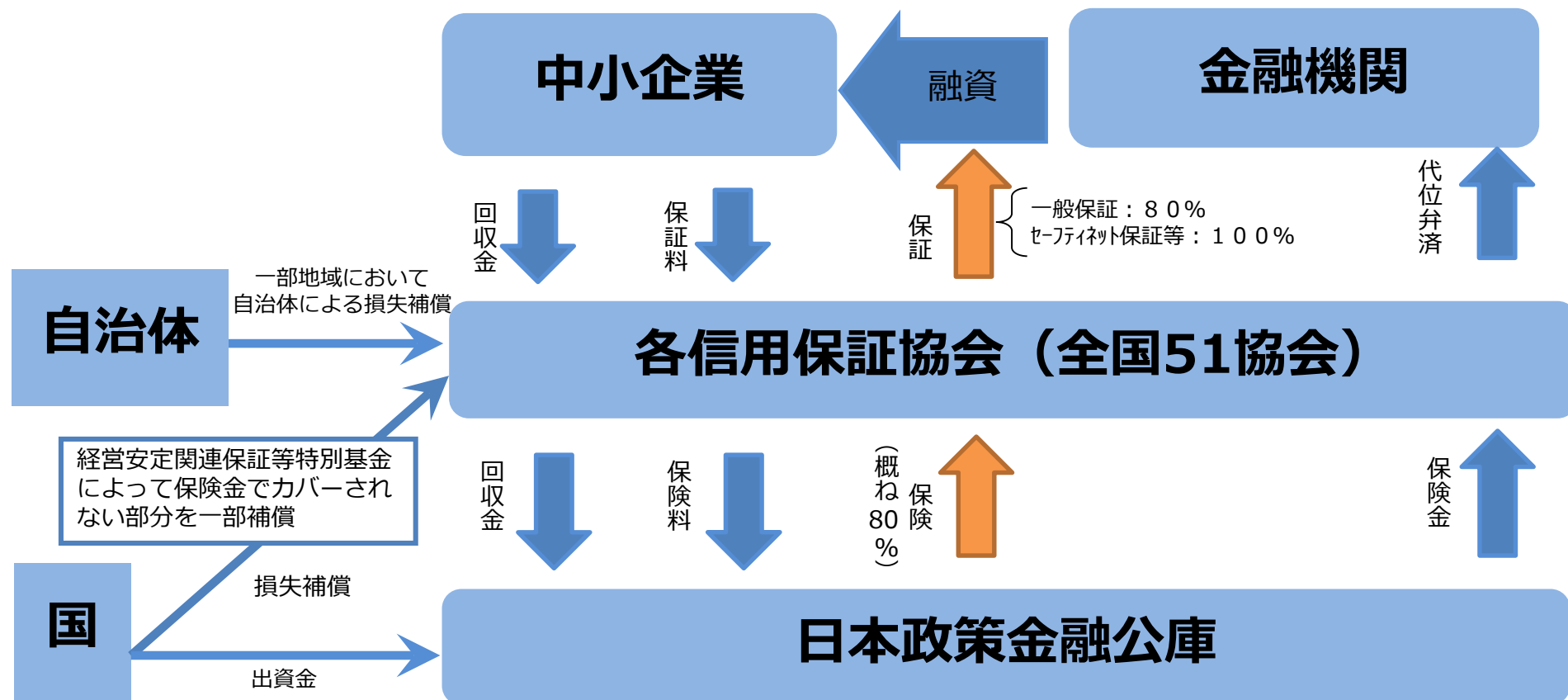
(4)中小企業目線での政策体系の整理：P14～15 ～計画制度の簡素化と電子申請の加速化～

- 類似の計画制度を統合し、**成長段階に応じた体系に簡素化**。
- 簡素化に伴い、**計画の電子申請**を加速し、**対面手続リスク**を回避。

（１） 経営者保証解除スキームの拡充、 事業承継の促進

信用補完制度の概要

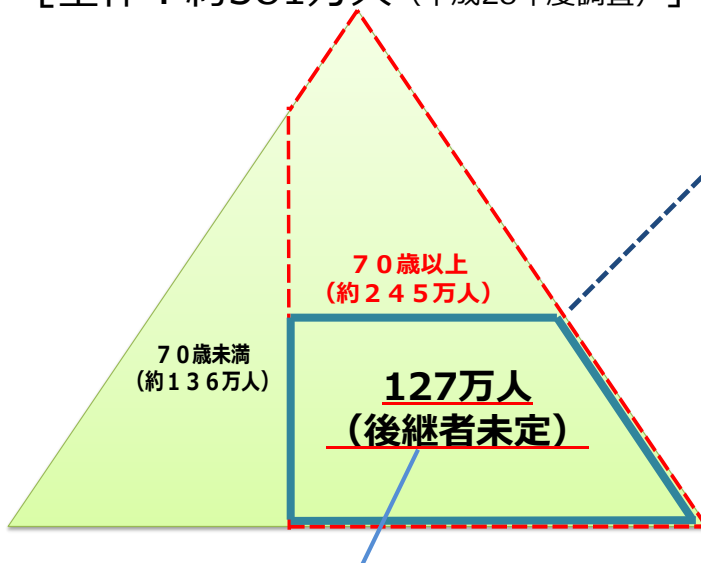
- 一般に、中小企業・小規模事業者は信用力に乏しく、民間金融機関だけで資金繰りを円滑に進めることは困難な場合も多い。このため、**各地の信用保証協会が、中小企業の民間金融機関からの借入れに対して保証**を行い、**返済が滞った際には、代わって債務の支払い**を実施（代位弁済）。
 - 現行の信用補完制度は、主に以下の2つの保証制度を柱としている（各々最大で2億8千万円まで保証可）。
全国358万の中小企業のうち約3分の1が利用（うち7割超は従業員5人以下の事業者）。
- 〔**一般保証**：融資額の**80%を保証**し、20%を金融機関が負担（責任共有制度）。ただし、小口や創業時は100%保証。
セーフティネット保証：自然災害時等を対象として、**一般保証とは別に特別枠（+最大2億8千万円）を追加し、融資額の100%を保証**〕



事業承継時における経営者保証の弊害

- 2025年までに平均引退年齢（70歳）を超える中小企業経営者（245万人）のうち、約半分（**127万人**）が後継者未定。
- 後継者候補はいるが承継を拒否しているケースの約7割が、**経営者保証を理由に承継を拒否**。

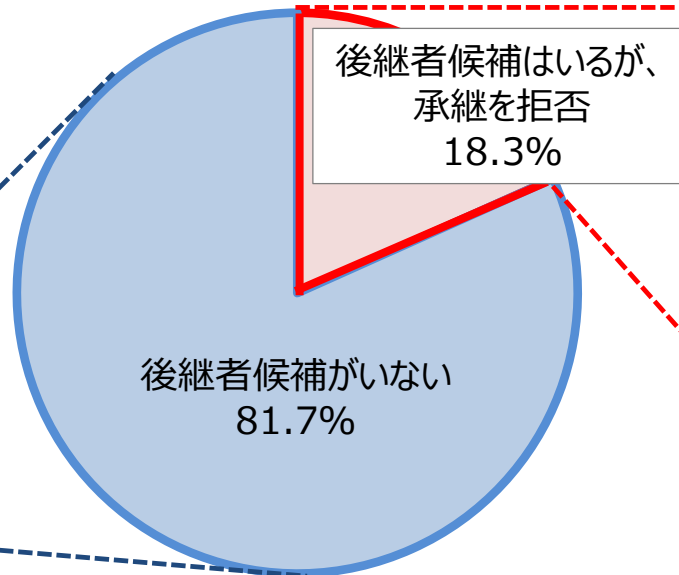
＜2025年の中小企業経営者＞
[全体：約381万人（平成28年度調査）]



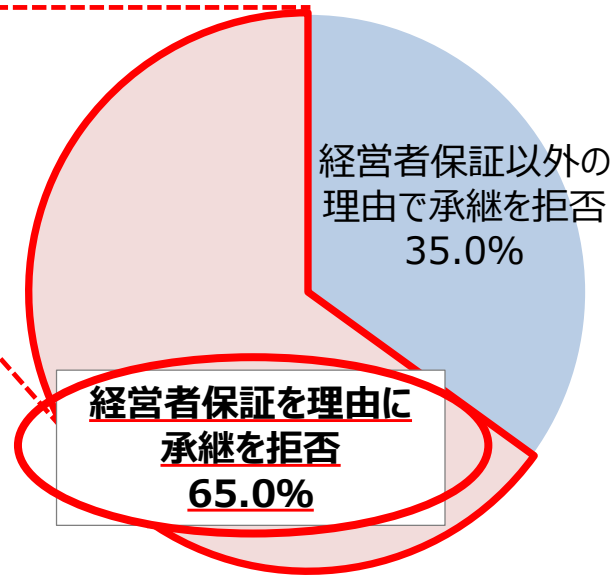
- 70歳以上経営者の約半分（127万人）が後継者未定。
- 廃業が急増すれば、2025年までに650万人の雇用と、22兆円のGDPが失われる可能性。

（資料）平成28年度総務省「個人企業経済調査」、
平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイル
から推計

＜後継者未定の理由＞



＜なぜ事業承継を拒否しているか＞



（資料）平成30年度中小機構アンケート

事業承継にとって、**残る課題は経営者保証**

事業承継税制（実施済）

～相続税・贈与税の負担ゼロという異次元の措置～

- ・2018年：法人向け事業承継税制拡充
（拡充前11年間で）2,500件⇒（拡充後1年間で）2,900件
- ・2019年：個人向け事業承継税制創設

経営者保証解除スキーム（事業承継特別保証・経営承継借換関連保証）の概要

現行法制下での対応

今回の法改正による措置

- 事業承継時に経営者保証は大きな課題。

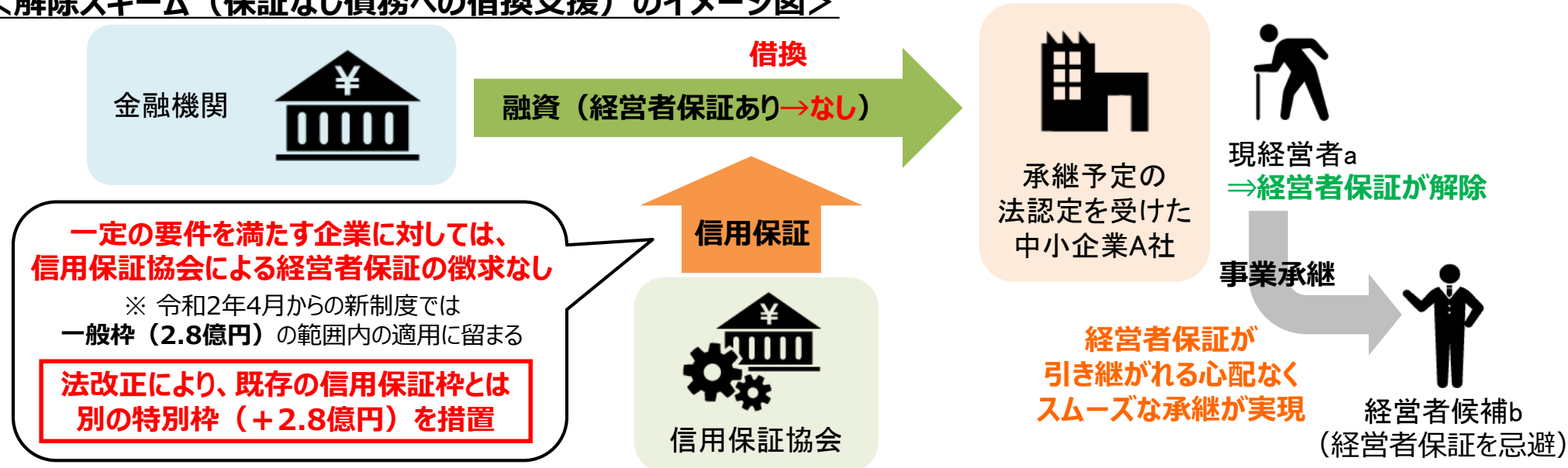
⇒ **信用保証の一般枠（2.8億円）の範囲内で、事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度**を創設（令和2年4月より開始）。【事業承継特別保証】

現行法制下での対応

- 上記に加え、一般枠ではカバーできない融資に対して、**経営者保証を不要とする信用保証の特別枠（最大2.8億円）**を法律上措置。【経営承継借換関連保証】

今回の法改正による措置

<解除スキーム（保証なし債務への借換支援）のイメージ図>



【主に想定される事例】

- 中小企業A社の現経営者aは引退を検討。経営者候補bが存在するものの、事業承継を行った場合、現経営者aの経営者保証の存在により、経営者候補bに対しても経営者保証が徴求される可能性があった。
- このため、経営者の経営者保証付き融資について、新制度を活用して、経営者保証なし融資への借換えを実施。これにより、経営者候補bの心理的な負担が軽減し、事業承継が実現。

事業承継特別保証と経営承継借換関連保証の概要

	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
開始時期	令和2年4月1日	令和2年10月1日
根拠法	中小企業信用保険法（法改正なし、運用によるもの）	経営承継円滑化法（法改正後）
認定要否	不要	必要 （経営承継円滑化法第12条で規定する経済産業大臣の認定）
対象者	（ i ）3年以内に事業承継を予定する法人 （ ii ）事業承継日から3年を経過していない法人（※1）	3年以内に事業承継を予定する法人
資格要件	次の①から④の全ての要件を満たすこと ① 資産超過であること ② 返済緩和中ではないこと （※2） ③ EBITDA有利子負債倍率10倍以内 ④ 法人と経営者の分離がなされていること ①～④：信用保証協会の審査時に確認	次の①から④の全ての要件を満たすこと ① 資産超過であること ② 返済緩和中ではないこと （※2） ③ EBITDA有利子負債倍率10倍以内 ④ 法人と経営者の分離がなされていること ①③：大臣認定時に確認（省令で規定）、①～④：信用保証協会の審査時に確認
対象資金	（対象者（ i ）の場合） <u>事業承継時までに必要な事業資金</u> ・事業承継前の真水資金 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金 （対象者（ ii ）の場合） ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金	<u>事業承継時までに必要な事業資金</u> ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金
プロパー融資の借換	可（既に無保証人の融資は除く）	
保証限度額	【一般枠】 2億8千万円（うち無担保8千万円）	【特別枠】 2億8千万円（うち無担保8千万円）
保証人	徴求しない	
保証期間	10年以内	
責任共有	対象（8割保証）	
保証料率	0.45%～1.90%（リスク区分に応じた弾力化料率） ⇒ 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%～1.15%に大幅軽減 （※3）	

※1：令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないもの。

事業承継時に財務要件を充足していなくとも、承継後3年以内に充足すれば当該制度を一部利用可とする利便性向上措置。経営承継借換関連保証は、要件の充足の認定により別枠を付与するものであるため、同措置は適用不可。

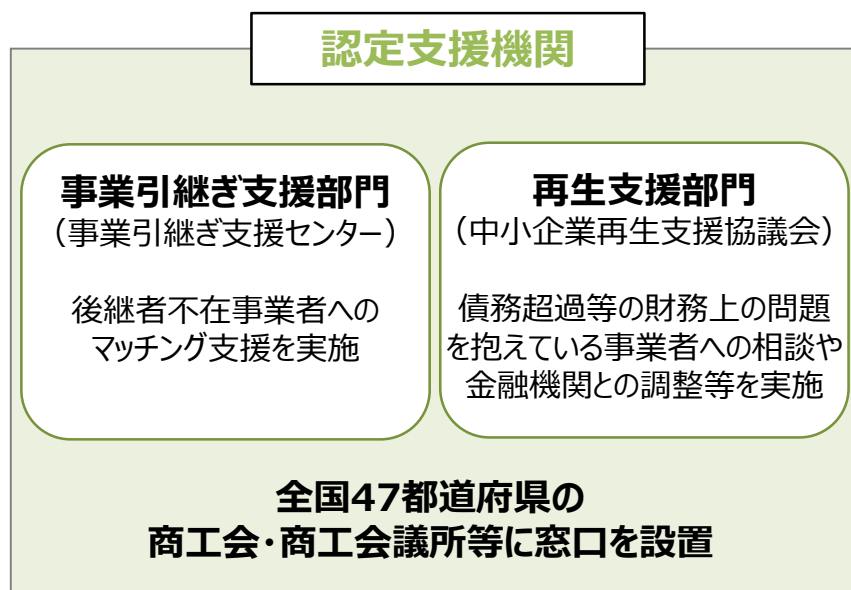
※2：新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を行った事業者に限り、「返済緩和中であること」の要件を特別に除外。

※3：「保険料率の軽減」及び「損失補償の対象」により実現。予算事業の継続期間に紐付く時限措置。

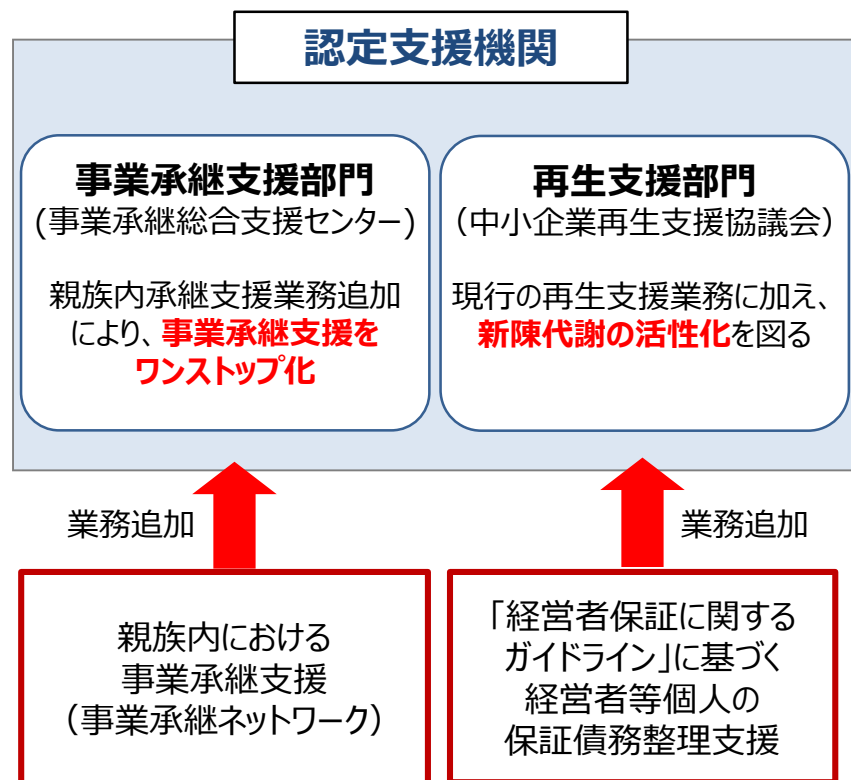
認定支援機関への業務追加（産業競争力強化法関係）

- 産業競争力強化法を改正し、認定支援機関の業務として、
 - ① 親族内における事業承継支援
 - ② 経営者等個人の保証債務整理支援 を追加する。
- これにより、事業承継支援のワンストップ化を図るとともに、個人の再チャレンジ意欲増進、早期清算の決断促進といった新陳代謝の活性化を図る。

<現行の支援体制>



<改正後>

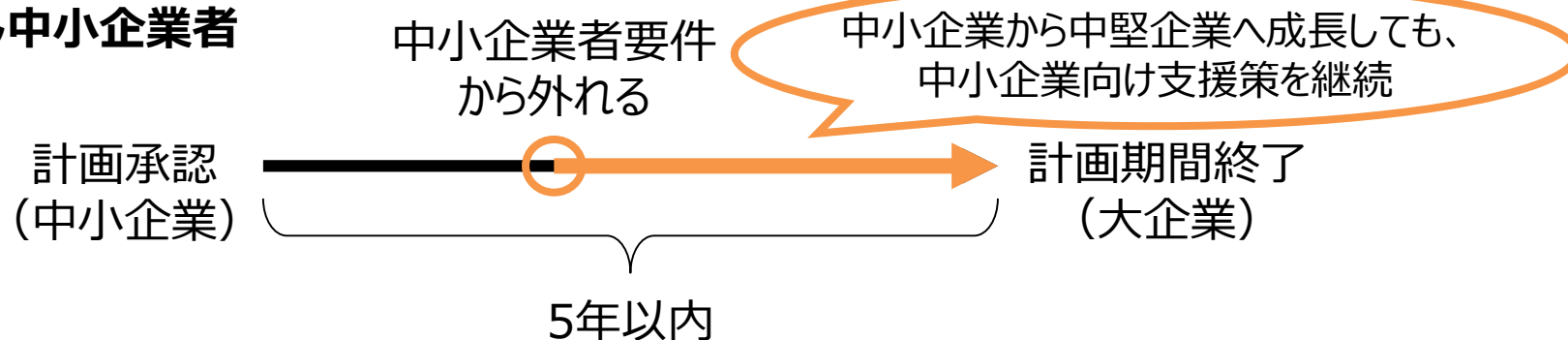


（２） 中堅企業への成長環境の整備

中小企業要件の特例（みなし中小企業者特例）

- 中小企業が、増資や従業員増加により中小企業要件から外れても、地域経済牽引事業計画の実施期間（5年以内）は、中小企業とみなす措置を講じることで、中小企業向け支援を継続措置。
- これにより、地域の中小企業の積極的な事業規模拡大を後押し。

■ みなし中小企業者



【中小企業要件】

業種	中小企業者（いずれかを満たす）	
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

【中小企業向け支援策】

- ・ 中小企業信用保険法の特例（保証枠の別枠措置）
 - ・ 日本公庫による海外展開支援（スタンバイ・クレジット、クロスボーダーローン）
 - ・ 日本公庫による特別貸付（地域経済牽引事業関連）
 - ・ 投資育成株式会社の株式引受け等
- ※ 中小企業から中堅企業へ成長後も、計画期間中であれば新規の契約提携が可能に
- ※ なお、地域未来投資促進税制は中小企業に限定しない支援策

（３）海外展開支援の強化

日本政策金融公庫による既存の海外展開支援メニュー

- 日本公庫は、これまでも下記の2制度によって海外子会社への資金供給を行っていたが、同制度にはメリットだけでなく、一定の制約も存在。クロスボーダーローンは、これらの制約を補完する機能を果たすもの。

1. 海外展開・事業再編資金（親子ローン）

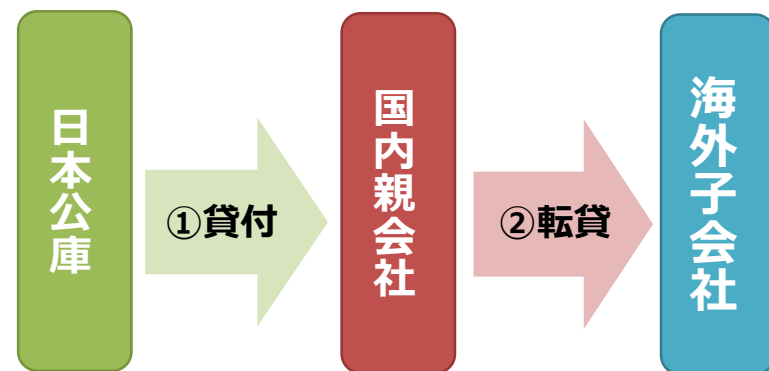
- ①日本公庫と国内親会社が融資契約を締結し、貸付を実施
- ②国内親会社が、当該貸付金を海外子会社に転貸

➤ メリット

- ・ 長期での借入が可能
- ・ 海外子会社の業況変化に対し柔軟な対応が可能

➤ デメリット

- ・ 国内親会社のバランスシートが肥大化する
- ・ 為替リスクを親子間で負うこととなる場合がある



2. スタンドバイ・クレジット

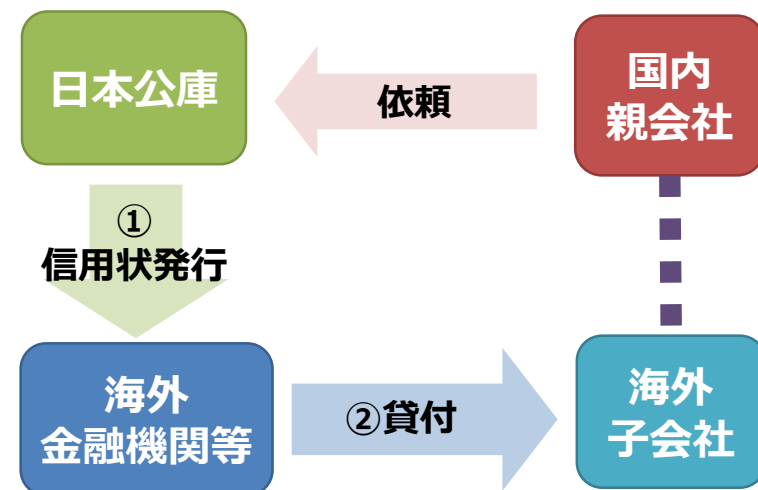
- ①国内親会社の依頼を受けた日本公庫が、海外金融機関等に対し信用状（スタンドバイ・クレジット）を発行し、債務を保証
- ②海外金融機関等は、信用状に基づき貸付を実施

➤ メリット

- ・ 国内親会社のバランスシートに影響が出ない
- ・ 現地流通通貨建てで調達することにより為替リスクを回避

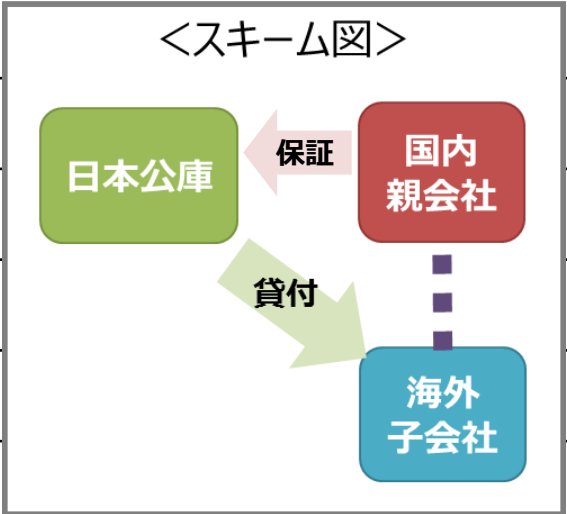
➤ デメリット

- ・ 海外子会社において、海外金融機関等と交渉（融資審査・契約手続等）を行える体制の構築が必要
- ・ 借入期間は概ね1年程度が一般的



クロスボーダーローン制度概要

- 海外拠点の分散化の促進など、中小企業の海外展開にかかる取組みを一層支援するため、日本公庫によるクロスボーダーローンを措置し、資金調達手段の多様化を図る。

項目	制度概要									
貸付対象	① 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた国内中小企業者等の海外子会社 ② 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた国内中小企業者等の海外子会社 ③ 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた国内中小企業者等の海外子会社									
貸付方式	直接貸付	<スキーム図> 								
貸付対象国・地域	タイ、ベトナム、香港									
貸付通貨	日本円、米ドル									
貸付限度額	14億4千万円（うち長期運転資金は9億6千万円） ※海外子会社 1 社当たり									
貸付利率	4億円を限度として特別利率③									
貸付期間	設備資金20年以内（米ドルの場合は15年以内） 運転資金7年以内									
据置期間	2年以内	親子関係の要件（中小企業等経営強化法施行規則等で規定） <table><tr><th>株式等要件</th><th>役員要件</th></tr><tr><td>50%以上</td><td>なし</td></tr><tr><td>40%以上50%未満</td><td>1/2以上を中小企業者の役員等が占める</td></tr><tr><td>20%以上40%未満（注）</td><td>1/2以上を中小企業者の役員等が占める</td></tr></table> （注） 他のいずれの一の者が所有する株式等の総額を下回らないこと	株式等要件	役員要件	50%以上	なし	40%以上50%未満	1/2以上を中小企業者の役員等が占める	20%以上40%未満（注）	1/2以上を中小企業者の役員等が占める
株式等要件	役員要件									
50%以上	なし									
40%以上50%未満	1/2以上を中小企業者の役員等が占める									
20%以上40%未満（注）	1/2以上を中小企業者の役員等が占める									
担保	必要に応じて徴する									
保証人	国内親会社の保証を徴求する									

（４） 中小企業目線での政策体系の整理

中小企業目線での計画支援スキームの整理

- 基礎体力をつける「経営力向上計画」、新分野進出を目指す「経営革新計画」、地域全体の活力向上を目指す「地域経済牽引事業計画」をベースに整理統合。成長段階に応じた体系に簡素化。

①地域経済牽引事業計画（地域未来法）

- 産業集積、観光資源、特産物など「地域の特性」を活かして、地域に対して相当の経済的効果を及ぼす（例：付加価値額5,000万円増、雇用者数増加等）

<認定主体> 都道府県知事

<実績件数> H29 454件

H30 948件 累計約1,400件

②経営革新計画（中小企業等経営強化法）

- 新事業活動（新商品やサービスの開発、生産など）により、経営の相当程度の向上を図る（例：計画期間5年で付加価値を15%向上）

<認定主体> 都道府県知事

<実績件数> H28 5,158件

H29 4,453件

H30 5,325件 累計約7.5万件

③経営力向上計画（中小企業等経営強化法）

- 経営資源の有効活用（人材育成、財務分析、情報システム導入等）により、経営の向上を図る（例：計画期間5年で労働生産性を2%向上）

<認定主体> 業所管大臣

<実績件数> H28 18,242件

H29 33,972件

H30 30,105件 累計約9.3万件

④地域産業資源活用事業計画（地域資源法）

- 地域の特産物など「地域資源」を活かして、新商品やサービスの開発・生産を行う

<認定主体> 業所管大臣

<実績件数> H28 144件

H29 148件

H30 77件 累計約1,800件

⑤異分野連携新事業分野開拓計画（中小企業等経営強化法）

- 事業分野が異なる事業者の連携により、新事業分野の開拓を行う

<認定主体> 業所管大臣

<実績件数> H28 50件

H29 53件

H30 42件 累計約1,200件

⑥特定研究開発等計画（ものづくり高度化法）

- 特定ものづくり基盤技術（経産大臣が精密加工など12技術を指定）に関する研究開発等を行う

<認定主体> 経産大臣

<実績件数> H28 349件

H29 291件

H30 325件 累計約7,000件

※本年4月から、経営力向上計画の電子申請を開始